

令和3年 9月10日

各 位

林業・木材製造業労働災害防止協会
青森県支部

車両系木材伐出機械特別教育（3区分一括）の開催について（ご案内）

労働安全衛生法により、事業者は「伐木等機械の運転の業務」、「走行集材機械の運転の業務」、「簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転業務」に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別教育を行わなければならないことになっております。

当支部では、下記により特別教育を開催しますので、業務ご繁忙中のこととは存じますが、該当者については是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 学科講習

日 時 令和3年10月18日（月） 9:30～17:00
～19日（火） 9:30～17:00

場 所 青森市大字野木字野尻 37-498
青森総合流通団地 共同会館 2F 大会議室
電話 017-773-8151

受講時間数 14時間（3区分一括の場合）

（走行集材機械の運転の業務5時間、伐木等機械の運転の業務4時間
簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務4時間、
関係法令1時間）

受講料 1名当たり 31,600円（消費税及びテキスト代込）
定員 50名程度

2. 実技講習

日 時 令和3年10月20日（水）8:00～17:00
～21日（木）8:00～17:00

場 所 十和田市向久保地区で実施予定。場所等は学科講習時及び講習受講
申込後にお知らせします。

受講時間数 10時間（3区分一括の場合）

（走行集材機械の運転の業務3時間、伐木等機械の運転の業務4時間
簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務3時間）

受講料 1名当たり 40,000円（消費税込）
定員 50名

3. 受講対象者及び必要資格等

【学科講習及び実技講習の両方を受講する者】

車両系木材伐出機械運転業務に就くこととなった者で、次の講習（教育）のど

ちらも修了していること。

i) 車両系建設機械運転技能講習

ii) 機械集材装置運転業務特別教育（R3年6月29日～30日に林災防県支部で開催済）なお、走行集材機械、伐木等機械のみ場合、機械集材装置の資格は必要ありません。）

【学科講習のみで業務に就くことができる者】

平成26年11月30日までに、車両系木材伐出機械3区分全ての運転業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者

※ 3区分それぞれ6か月以上の従事経験の証明が必要です。該当者を受講させる場合は林災防にご連絡下さい。実務経験証明書（林特教様式第2の1～3）を送付します。

4 修了証の交付

本講習の修了者に対し、3区分それぞれの修了証を交付します。

5 受講の申込

受講希望者は申込書（林特教様式第1）により、当支部に直接又は郵送で申し込んで下さい。申込締切日は10月6日（水）とします。

(1) 申込書のほか、車両系建設機械運転技能講習修了証及び機械集材装置運転特別教育修了証の写しを添付して下さい。（裏表両面）

(2) 受講料納付

受講申込書提出の上、開催日の7日前までに口座振込みをお願いします。振込先は追ってお知らせします。

6 問合せ・申込先

〒030-0151 青森市大字高田字川瀬 104-1

林業・木材製造業労働災害防止協会 青森県支部

TEL 017-739-8761 FAX 017-739-8749

7 その他

学科・実技の日時・講習時間数・受講料等については、車両系木材伐出機械特別教育（3区分一括）のご案内であり、1区分または2区分のみを申し込みする場合は、講習時間数・受講料等が変わりますので、申込受付後詳細をお知らせします。